

風力発電事業が環境影響評価法の対象事業となることに伴う 「電気事業法施行規則」の一部改正について

平成24年10月
原子力安全・保安院
電力安全課

1. 制定の理由

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「アセス法」という。）に基づく環境アセス対象事業は、環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「アセス政令」という。）において定められており、発電所については一定規模以上の水力発電所、火力発電所、地熱発電所及び原子力発電所に係る工事が対象とされている。今般、アセス政令が改正され、環境アセス対象事業として風力発電所に係る工事が追加された（平成23年11月公布、平成24年10月施行予定）。

この改正に伴い、電気事業法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第一に規定されている簡易的な方法による環境アセスの実施について、風力発電事業に係る規定を追加する必要があるため、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

発電所の設置又は変更の工事に係る環境アセスについては、アセス法のみならず、電気事業法において特例措置を規定している。アセス法に基づき環境影響評価の対象となる、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業（アセス法第2条第2項で規定する「第一種事業」）に準ずる規模の事業（アセス法第2条第3項で規定する「第二種事業」）については、電気事業法における特例措置として、法に基づく環境アセスの手続きを行う必要があるか判定を行うために簡易的な環境アセスを行う旨規定しており、その具体的な評価項目並びに調査及び予測の手法については、施行規則別表第一に規定している。

今般、環境アセス対象として風力発電事業が追加されたことに伴い、風力発電事業に係る騒音、振動、水質、動植物などに関する簡易な環境アセスの方法について、新たな規定を追加するため、所要の改正を行う。

3. 公布及び施行期日

平成24年8月30日～9月28日 パブリックコメント
平成24年10月1日 公布及び施行